2020年11月議会　職員期末手当の削減　反対討論

上程されております一連の期末手当の支給率引き下げに反対の討論を行います。

この議案は人事院勧告に対応するものであり、地方公務員法の適用情勢の規定に基づくもので、市が決めるものではなく国が決めるものであり、かつ、自治体が抵抗できるものではありませんが、たとえそうであっても、藤枝市の状況に照らし合わせてどうなのかを見極めるのが我々議員の任務だと思っております。以下、各議案の問題点を指摘します。なお、期末手当の減額ですが、その基礎となるのは支給月数ですので、それを基準にして話をします。

最初に我々市議会議員の期末手当削減、第93号議案です。私は、給料や手当が高すぎれば、それを引き下げることはやぶさかではないと考えます。国会議員給料の2割削減が今年行われましたが、、月額123万の給料は2割削減したところで100万以上維持できる金額です。よく言われるように、議員が歳費を削減したから国民も我慢しなさいとか、休業補償がなくてもいいとか、筋違いな事は言うべきではないとしつつ、この金額の多さで我が党は国会議員の歳費減額に賛成しています。

ところが藤枝市議会議員の給料の額はどうでしょうか。人口規模に見合って手取り31万程度では安すぎる、議員のなり手がないといった議論が議会のほぼ大勢を占めているのではないでしょうか。これに対する異論は私に関する限り聞いたことがありません。であるならば当然この議案には反対するしかないと思います。

次に、たぶん、市長もやりたくてやっているわけではない、特別職の減額、第54号議案です。

これも先ほど述べた通り、高すぎる金額であれば削減も視野に入れるべきですが、藤枝市はどうなっているかが賛否の判断になると思います。

市長の支給月額90万、及び、改定後の支給率4・5か月分は、類似団体で比較するとほぼ平均値であります。とびぬけて高いわけじゃないけれど、低いわけでもない。私は人口14万5千都市でこの額は低いと思いますが、逆の発想もあろうと思います。

一方、コロナ禍で首長自ら手当を返上する動きが各地で見られ、それが世間では拍手喝さいで迎えられる状況があります。しかし公務における賞与の基本的な考え方はどういうものであるか考える必要がある。手当は民間における賞与等の特別給相当の給与です。これを支給割合について常 に民間と均衡すること、つまり民間における賞与のうち一律支給分（又 は期末一時金）に相当する給与であることというのが通説です。

よって、コロナ禍の財政悪化を理由にした首長自らの手当削減は、民間の給与そのものの削減の呼び水になる逆効果しか生み出さないのです。こうした負のスパイラルはやめるべきで、官民問わず労働者が団結して地位向上をしていく事こそ、あらゆる労働者の権利がはく奪されている現在に必要な事ではないでしょうか。

次に、一般職、第95号議案です。

コロナで給料が減った、仕事がなくなった、一方で公務員は恵まれている、削減は当然だ。残念ながら市民の中にそうした思いがあるのは事実です。しかし藤枝市の職員、平均年齢約40歳、平均支給額40万弱に対して、削減をしなければいけないほど貰っているのかと？住民こそが主人公の立場で、全体の奉仕者として、コロナで苦しむ住民の立場に一番近い地方公務員こそ先進的な役割を果たすべき立場でありながら、そのやる気をくじくようなことをなぜするのか。

民間との比較を言うなら、民間には大儲けした時にあろう臨時ボーナスなどの恩恵が公務員には起こりえない矛盾をどう説明するのかと。

コロナでいえば、憲法29条で保障されている財産権、この第3項に私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。とあるのは、感染症で休業せざるを得ない状況でも、国は正当な補償をしなければいけないという事ですが。これが国の役割ですが今、この役割を国は放棄している、　その怒りの矛先を自らに向けさせないがために国民の間に分断を持ち込んでいるのです。先ほどの94号議案に通じますが、改めて労働者が団結して国民生活の向上を国に約束させる取り組みが今こそ必要です。

最後に96号議案、会計年度任用職員についてです。

もともと、公務員における臨時職員制度は、あくまでも臨時であって、何年間もそうした雇用形態を続けること自体が問題であります。同じ労働であるならば正規職員として採用しなければならないのに、就業時間を15分程度短くするなどと言った小手先の違いを設ける事で臨時職員を常態化してきたことに誤りがあります。それを恒久化させたのが会計年度任用職員制度ですが、その中でわずかばかりの前進面といえる手当の支給が実現しました。

しかし、最初のボーナスをもらうこの12月から早速削減。しかも、正規職員は4・45か月分であるのに会計年度職員は2・55か月分と格差がつけられている。さらにこの会計年度職員の改定は全都道府県中静岡県だけという徹底ぶりです。正規職員数を増やす事こそが必要であって、こうした分野にまで削減を求める者は決して認められるものではないと考えます。以上、一連の議案は議員個々、公務員個々の問題にとどまらず、国民の8割を占める労働者階級全体に悪影響を及ぼすものであり、この理由で、反対の討論とします。